

「小鳥いい友クラブ」会則

(総則)

【名称】

第1条 本クラブは、小鳥いい友クラブと称する。

【所在地】

第2条 本クラブの事務所は次の所在地に置く。

東京都八王子市小比企町 822-15

【目的】

第3条 本クラブは会員相互のコミュニケーションを図り、小鳥全般をこよなく愛している人々が促進研究を行い、友好と共に向上を図る会です。

【会員】

第4条 このクラブは、小鳥全般をこよなく愛する人をもって会員とする。

- (1) 小鳥を飼育し、繁殖することを趣味としている人々。
- (2) コンパニオンバード(ペット)として、鳥を愛し共に暮らしている人々。
- (3) 小鳥を愛するすべての人々。

【役員】

第5条 本クラブに次の役員を置き、役員の中から選出する。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 会計 1名 (4) 会計監査 2名
- (5) 広報 2名 (6) その他役員 5名以上

【役員の仕事】

第6条 本クラブの役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 本クラブを代表として。会の活動全般を代表する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 会計 本クラブの会計を掌握する。
- (4) 会計監査 本クラブの会計を監査する。
- (5) 広報 本クラブの品評会・交換会実施の際の宣伝活動を行う。

【役員任期】

第7条 役員任期は1年とするが、再選は妨げない。

【運営】

第8条 総会は、定期総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

① 定期総会

毎年4月に開催し、役員選抜、年間事業計画及び報告、会計報告、予算、翌年度の品評会の開催日等の決定、必要に応じ会則の改正を行う。

② 役員会

会長が必要と認める場合、随時開くものとし役員をもって構成する

【会費】

第9条 会費は、年会費5,000円とし会計に納める。

※途中入会の場合は、月額500円とし翌年3/31日までの残月分を会計に納める。

本クラブの会計は、金銭出納簿及び備品台帳を備え、常に収支を明らかにして保管し、その収支状況は全て総会において報告し、承認をえなければならない。

【入会・退会・除名】

第10条 入会する者は会員名簿作成の為、住所・氏名・連絡先を記入する。なお個人情報保護を勘案し、作成した会員名簿は一般会員への配布は行わない。

退会は自由とし、即納の会費は原則として返却しない。

本クラブ会員として、秩序を乱す行為、言動、会の妨げ及びクラブの規約違反があった場合は、役員会においてその過半数をもって除名の決議を行う。

【設立年月日】

第11条 本会の設立年月日は平成19年7月10日とする。

附則 本会則は、令和元年4月1日から適用する。

令和4年 4月1日 改正

この規約の記載内容について事実と相違ない事を証明します。

会長 小平 典生